事 前 評 価 調 書

I	事業概要												
事	業名	農業	農業農村整備事業(農地環境整備事業)										
地	区名	布里	新型地区 一里地区										
事業箇所		新城	新城市布里										
事業のあ らまし		水田	本地区は新城市の中心部に位置する面積約 11.4ha の急傾斜の谷地田である。 本地区の取水堰は明治 13 年頃に築造され、基幹施設として利用されてきたが、老朽化が激しく、 水田への取水用水量が確保できないことから、営農に支障をきたしている。 このため、本事業により老朽化した施設を整備することにより、農業生産の維持、耕作放棄地 の発生防止を図り、優良農地を保全する。										
		_	【達成(主要)目標】										
事業目標			老朽化した施設等を再整備することにより、耕作放棄地の拡大防止を図り、中山間地域における農業者の確保及び優良農地の保全を図る。										
			【副次目標】 なし										
事業費		事業費			内訳								
				億円		費 0.7億円、■							
事業期間			マラマ (本)	平成	31 年度	着工予定年度	平成 32	2 年度	完成予定年	度 平	4成33年度		
事業内容		(保	(生産区域) 用水施設工 1 箇所 (保全管理区域) 承水路工 50m										
I 評価													
① 事	1) 必要性		本地区では、施設の老朽化により取水用水量が確保できず、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる恐れが生じているため、施設を改修する必要がある。 また、費用対効果分析結果(B/C)は 1.35 であり、基準値の 1.0 を超えており、効果が期待できる。										
事業の必	判定		Α	A : B :		課題又は将来の 課題又は将来の							
必要性			【理由】										
			本地区の農業用水施設は、施設の老朽化により取水用水量が確保できず、農業生産の維持 並びに農業経営の安定化を図るためには、本施設の早急な更新整備が必要である。										
	1) 事業計画							H31	H32	H33			
②事業の実効性					月 工種 三 五 子 ・ エ	査・設計 地補償 事(生産区域) 用水施設工 事(保全管理区 承水路工 養(億円)	▼	1101	0.9	1100	→		
1-	2) 地元の合 意形成		地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、概ね合意が得 られている。										
	判定		Α	A : B :		画の実効性が期 画の実効性が期							

【理由】

円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実行性が確保されている。

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

- ・生産区域における営農状況
- ・保全管理区域における管理状況